

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第265回 中国国家市場監督管理総局の行政処罰免除リスト

2025年1月27日、中国国家市場監督管理総局（以下「SAMR」という。）は『行政違法行為が初回の場合の不処罰、軽微な場合の処罰免除リスト（一）の印刷・公布に関する市場監督管理総局の通知』、及び処罰免除項目の添付リスト2通（以下「処罰免除リスト」という。）を公布した。SAMRとその傘下の各級・各地方の市場監督管理部門が企業の経営行為を取り締まり、行政処罰を科す例は珍しくないが、この処罰免除リストは日系企業が直面する行政処罰を減少させる効果がある。そこで今回は、日系企業が注目すべき処罰免除リストの主なポイントを解説する。

◇日系企業が行政処罰を回避したケース

中国現地の日系企業A社は、ある日所在地の市場監督管理局より、「消費者からA社の販売製品のラベルが国家基準に適合していないという苦情があった」との連絡を受けた。A社が調査した結果、確かにラベルには一定の問題があることが確認されたものの、当該製品には製品安全上の問題等の損害案件が発生したことはなく、苦情を申し立てた消費者はプロクレーマーである可能性が高いことが分かった。A社はその後、市場監督管理局と積極的かつ誠実に話し合いを進め、問題点はすでに認識しており、直ちに改善と再発防止に取り組むことを表明した。同時に、行政処罰による評判と売上への影響を考慮し、処罰ではなく市場監督管理局からの教育改善命令等を採用し、より柔軟に対応して欲しいと願い出た。A社の積極的かつ真摯な姿勢により、市場監督管理局は、本件が『行政処罰法』第33条に規定する「違法行為が軽微、かつ遅滞なく是正されており、危害を伴う結果をもたらしていない場合」に該当すると認定し、最終的に行政処罰を科さないことを決定した。

◇処罰免除リストの重点内容

1、今回発表された処罰免除リストは、基本的に全て食品分野の行政違法行為に向けたものとなっており、免除対象となる違法行為はそれほど多くない。但し、「リスト（一）」という今回の名称から見ると、SAMRが今後継続的に多くのリストを公布し、それに伴って免除対象となる違法行為も徐々に増えることが予想される。

2、処罰免除リストは、処罰免除の対象となる行為を2つのカテゴリに区分している。

一、「事故を起こしていない」等の条件を満たす以下の一般的違法行為について、初回違反の場合は処罰を科さない（同一主体で2年以内に同種の違法行為がなかった場合、初回違反とみなす）。

（1）食品経営許可を取得せずにバルク販売（量り売り）食品の経営活動に従事する（調理済み食品のバルク販売を除く）。

（2）食品経営許可証の有効期限満了後、更新していない。

（3）食品経営許可証に明記された主体業態、経営項目等の許可事項に変化が生じたが、経営者が規定に基づく変更申請をしていない。

（4）食品安全基準に適合しない食用農産物を扱う。

（5）賞味期限切れの食品や食品添加物を扱う。

(6) 製品ラベルが「食品安全国家基準パック済食品ラベル通則」(GB7718)、「食品安全国家基準パック済食品栄養ラベル通則」(GB28050)に規定されたパック済食品に適合しない。

(7) 食品生産経営主体に対する監督検査で、食品生産主体が生産過程の管理において『食品安全国家基準食品生産共通衛生規範』(GB14881)の規定に適合していない、若しくは食品経営主体が経営過程の管理において『食品安全国家基準飲食サービス共通衛生規範』(GB31654)、『食品安全国家基準食品経営過程衛生規範』(GB31621)の規定に適合していないことが発覚した。

(8) 特殊食品と一般食品若しくは薬品を区別をせずに販売した。

二、上記の行為のうち、(4)(5)(6)(8)の情状が軽微で、相応の条件を満たし、かつ違反が2年以内に2回を超えない場合は処罰を科さない。

3、行政処罰免除は、政府機関の調査への積極的協力、適時の改善、消費者損失の返金賠償、リコール義務の履行、無害化処理若しくは廃棄措置の実施等を含む関連行為に伴う法的義務の免除を意味するものではない。

4、地方の市場監督管理部門が、現地の実情に合わせて本リストの内容拡充を進め、現地におけるより緩和された処罰免除リストを制定することを許可する。

◇日系企業へのアドバイス

処罰免除リストの制定と公布は、軽微な違法行為による行政処罰を減らすことにより、企業の評判にマイナスとなる影響を抑え、企業にとっての一層友好的なビジネス環境構築を目指すものであり、これは日系企業にとっても大いに意義のある目的と言える。万一行政処罰に抵触する事態に直面した場合は、行政処罰決定を出来る限り回避するためにも、処罰免除リスト制度を積極的に活用すべきである。

中国チェリーが「スマート自動車園区」＝5年で22億リンギ投資―フルスランゴール・マレーシア

【クアラルンプール時事】マレーシア企業のレゲンダ・ブリンギン・ホールディングと中国の自動車メーカー奇瑞汽車(チェリー、安徽省蕪湖市)は23日、スランゴール州フルスランゴールの自動車工業団地「ブリンギン・ハイテク自動車(HTA)バレー」に、チェリーの「スマート自動車産業園区」を開発する契約を締結した。

HTAバレーはレゲンダ・ブリンギンが開発プロジェクトを管轄しており、面積は324ヘクタール。チェリーの自動車産業園区は、このうち81ヘクタールに開発される。

チェリーは園区開発に5年で22億リンギ(約743億円)を投じ、2026年の完成を目指す。HTAバレーの第1期開発を支え、世界最先端の自動車生産技術を導入する。

園区の年産能力はまず10万台とし、30万台まで引き上げる。イノベーションやサプライチェーン(供給網)、職業訓練、技術開発の域内ハブも設ける方針だとしている。